

○議長（金堂清之君） 日程第1、昨日に引き続き一般質問をお受けいたします。

11番、榊朋之議員。

なお、議員は時間制にて質問をいたします。

○11番（榊 朋之君）〔登壇〕 おはようございます。11番、近未来21の榊朋之です。

本日は通告に従い、市販薬のネット販売解禁に伴う市民生活への影響について並びに子どもの貧困対策についてを市長並びに教育長に、また市有地の民間活用についてを市長に、それぞれお伺いさせていただきます。

今回は幸運にも、名誉ある2日目のトップバッターを拝命いたしましたので、気合いを入れて、市販薬の件より順次質問に入らせていただきたいと思います。

去る6月5日の安倍首相の記者会見の席におきまして、現在インターネットで販売を禁じている抗アレルギー剤や一部胃腸薬などの第1類と、一部解熱鎮痛剤などの第2類の医薬品のうち、副作用のリスクが最も高いとされる第1類の一部の薬を除いて、今後インターネットにおける販売を認める方針を打ち出しております。これは現在市販されている一般用医薬品約1万1,400品目の99%超に当たるものであります。これまで市販薬は副作用の高い順に第1類から第3類に分類されており、厚労省もこの第1類や第2類については薬剤師などによる対面販売が不可欠として、ネット販売を認めない方針であると聞いておりましたが、なぜか一転、解禁の運びとなったものであります。

確かにこのことによって、これまで薬局等が近くになかった方や、移動の手段を持ち合わせていない方々にとっては、薬の購入が容易になるという利便性は向上いたします。また、大量購入・大量販売というスケールメリットも発生し、市販薬の値下がりも期待されておりますし、インターネット市場の活況という経済効果が期待されているのは事実であります。しかしながら一方で、薬害被害者の団体のみならず、医療に直接従事する日本医師会までもが、「政府には国民の生命、健康を脅かさないよう、大局的見地から適切な判断をされることを期待したい」とコメントを公表しておりましたとおり、このことによって国民生活に多大なる影響を及ぼす可能性があることを不安視する声があることを、無視するわけにはまいりません。

間違いなくネット販売というのが現代の流れであることは否定いたしません。しかし、その対象が薬という人体に直接的に影響するものである場合、それを原則解禁するに至るには、本来もっと国民の健康という観点から、時間をかけた議論が尽くされてよかったのではないかと私は考えております。これまで国家資格で認定された薬剤師の立ち会いのもとに購入されていた薬が、その過程を経ずに販売された場合に、薬が持ち得る危険性への説明はいつ行われるのでしょうか。非常に心もとない気がいたしております。さりとて、一旦前に進み出した政策はまずとまることはありません。まあ、個人的には疑問を持ちつつも、間違いなく、間もなく薬のネット販売は解禁されるでめりましょう。

ここで、まず市長にお尋ねいたします。以前質問をいたしました脱法ハーブの件同様に、この薬の販売に関します監督官庁が厚生労働省や県の薬事課でありますことは、重々承知をいたしております。しかしながら、市民の健康に責任を持って接する最終的な機会を持ち得るのは

市町村であります。当春日市において、今後、市販薬のネット販売の原則解禁が実施されました際には、購入の際の注意等の周知徹底やリスク等についての告知を、市民の健康を守る意味から独自に行う必要があるのではないかと考えますが、いかがでしょうか。まあ、若干気の早い話であるかとも思いますが、今後の市の対応につきましてお考えをお聞かせください。

続きまして、貧困対策についてお尋ねをいたします。

この件に関しましては、この後、この件に関しまして大変造詣が深く、日ごろより私が大変尊敬いたします岩切議員より、全体的な御質問も通告されているようでありますので、私は特に子どもの貧困対策につきましてお伺いをさせていただきます。

御周知のとおり、子どもの貧困対策推進法案が今月初めの衆議院で可決され、今国会中に成立する見込みとなっております。この法案の中で、貧困対策は国の責務であると明記され、地方公共団体にもこの解消に向けた努力を求めるものになっておるようでございます。

現在、厚生労働省の発表によりますと、我が国の子どもの貧困率は15.7%と、実に6人に1人の割合という、OECD加盟国中の中でも高い水準となっており、特に一人親世帯の貧困率は50.8%と、OECD加盟30カ国中30位と最も高い数字となっております。ここで用いられている統計上の数字の算出方法が適正か否か、したがって、ここで用いられる「貧困」の定義が実態に即した正しいものであるのかについては、少なからず疑問が残るところではあります。ただ定義がどうあれ、今さら私が皆様に申し上げるまでもなく、子どもは国の宝であります。この宝の元気で健やかな成長を願い、そのための努力を惜しまないことは、まさにこの国に暮らす大人全てに課せられた義務であると言っても過言ではありません。しかし、そういった理念とは裏腹に、現実には伸び盛りの成長期であるにもかかわらず、家庭の抱える経済的な事情により、毎日の安定的な食事さえままならない子どもが多く存在するのが実態であるようです。

こういった法案が成立する、しないに関係なく、この春日市としましては、子どものいわゆる貧困状態の解消に向けては、何らかの具体的かつ実効性のある政策を今後行う必要はあると思われまます。しかしながら、実際にこれまで、いわゆる貧困の連鎖を容易に断ち切れなかったことが逆説的にそれを証明しているように、容易に実効性のある特効薬のような政策などというものが行い得るわけもないというのも、悲しいかな現実であります。ましてや、貧困の解消を一方でうたいながら、他方では生活保護費の支給額の切り下げを行うなど、若干、この問題に取り組む国の姿勢には疑問さえ感じております。

ここで、まず市長にお尋ねいたします。国の方向性はともかく、この問題を考えます際に、まずもって最優先される市としての政策といたしましては、何よりもまず、市内の子どもたちのいわゆる貧困の実態を、冷静かつ客観的に把握を行う必要があるのではないかと考えますが、いかがでしょうか。実際、すさまじい困窮の実態もあるやにお伺いをいたしております。こういった実態を市としての共通の認識として持つことから、今後の具体的な施策の検討を行うべきではないかと考えます。今現在、市として把握されている数字等もございましたら、お示しいただきますと幸いです。

またあわせまして、この法案に先立ちまして、昨年末からお隣の福岡市におきましては、生活保護世帯の小中学生を対象に、学習支援事業を行っておられます。公共施設の一室を利用し、市内4中学校区で各1カ所ずつ、週に1回、大学生を中心とした6から7名が、宿題などを個別に指導し、一緒に遊んだり話したりするそうでございます。先ほどお尋ねいたしましたとおり、何よりも実態の把握が最優先でありますし、この制度自体が抱える矛盾点も幾つかあるように私は感じております。すぐにでも春日市で導入をといた立場からお伺いするわけではなく、春日市としてこの制度に対してどういったお考えをお持ちかお教えてください。どうぞよろしく願います。

続きまして、市有地の民間活用につきましてお伺いをいたします。

先日、私、何の自慢にもなりません、個人的に、現在新聞やネット上で公立図書館のあり方につきまして大変大きな論争を呼んでおります武雄市図書館を一人寂しく訪ねてまいりました。今日は、公共施設としての図書館の存在意義でありますとか運営の正しいあり方を議論するつもりはありません。しかしながら、図書館の運営以前の話として、館内に設置されたスターバックスコーヒのコーナーには心底、随分軽薄な感じの感想であります、格好いい、うらやましいと感じたものであります。

言うまでもなく、市等の公共施設は多くの人々が利用し、にぎわうことが、その存在意義として大なる目的の一つであります。そこに多くの人々が集い、利用頻度がふえることで、多大な資本投下を行ったことも決して無駄ではなかったと、市民の皆様から御理解がいただけるものであると考えております。そういった意味においては、多くの市民の方を呼び込む一つの大きな要素として、公共が持ち得ない民間の集客力を利用することも、選択肢の一つとして考える価値は十分にあるのではないのでしょうか。

ここで市長にお尋ねをいたします。他の市施設において民間活力の導入を御検討いただきたい事案は、再質問にて申し上げますが、まずは現在その設計も大詰めの段階に差しかかっております(仮称)総合スポーツセンターにおきまして、こういった体育館の運営形態という問題とは別に、スターバックスでもシアトルズベストでもドトールでもベローチェでも、マックでもロッテリアでもモスバーガーでも構いません、そういった民間のノウハウを持った喫茶室等の施設を誘致し得るように、すなわち設計の中にそういった施設の入り得る余地をお残しになられてはと考えますが、いかがでしょうか。仮に、後にそういった施設の必要性が生じた際に、給排水等の追加設備となりますと、非常に金額のかさむ工事も必要となります。可能性を残すという意味も含めまして、ぜひ御検討をいただきたいと思いますが、いかがでしょうか、市長のお考えをお聞かせください。

以上を最初の質問とさせていただきます。御回答よろしく願います。

○議長(金堂清之君) 井上市長。

○市長(井上澄和君) [登壇] おはようございます。

榊議員から、薬のネット販売原則解禁についての御質問でございます。

市販薬のネット販売原則解禁に伴う市民生活への影響についてのお尋ねにお答えします。

市販薬のネット販売につきましては、これまで厚生労働省令において販売が禁止されていましたが、ことし1月に最高裁判所により、インターネット販売を一律に禁止した省令は違法との判決が下されました。これを受けて国は、一部の医薬品を除いた市販薬のネット販売を原則として全面解禁する方針を打ち出しました。

議員御指摘のとおり、市販薬のネット販売は、地理的または身体的制約のある人々にとっては購入がしやすくなり、利便性が向上するものと思われます。しかし、今回国がネット販売の対象としている市販薬の中には、相互作用や過量投与により心停止のおそれのある成分や、習慣性、依存性のある成分を含むものもごございます。ネット販売では、使用者の状況や理解度を踏まえた上での専門家による適切な情報提供が行われなため、誤った方法で使用するなどして重篤な副作用を生ずるおそれもあります。

そこで国は、消費者の安全性の確保と利便性のバランスを考慮した新たなルールを早急に検討するため、一般用医薬品のインターネット販売等の新たなルールに関する検討会を設置しています。この検討会では、関係事業者や医学・薬学の専門家、一般消費者等、さまざまな団体が参画し、議論を重ねています。国は、処方箋医薬品から市販薬に転用されて間もないものや、劇薬指定の市販薬については、医療用に準じた慎重な販売や使用を促す仕組みを検討し、秋までには結論を出すようごございます。

市といたしましては、今後、国が策定する一般用医薬品のインターネット販売の具体的なルールが公表され次第、春日市ウェブサイトや市報などを通じて情報提供するなど、市民の安全や健康を守るための情報発信に努めてまいります。

次に、子どもの貧困対策についての御質問でございます。

まず、市内の子どもたちの貧困の実態を把握する必要があるのではないかとのお尋ねにお答えします。

議員御指摘のように、実態を把握することは取り組みを進める上で必要な要件であることは言うまでもございません。例えば子どもに食事を十分与えない、同じ服を着せたままにするなどといった、親の子どもに対する養育放棄や養育怠慢、いわゆるネグレクトの件数は、本市では昨年度36件を把握しております。しかしながら、これが貧困かどうかの把握までには至っておりません。子どもの実態につきましては、貧困であるか否かにかかわらず、その子どもが必要とするさまざまな支援策ごとに把握しているところです。

現在、本市におきましては経済的な支援策として、生活保護や就労援助、児童扶養手当などの各種制度や手当等があり、複数のセーフティーネットの中で取り組みを進めております。子どもの貧困は親の就労と切り離しては解決が難しいことも踏まえ、親への就労支援にも努めているところです。また、社会生活上の支援につきましては、学校や保育所、学童保育などの子どもを預かる施設において、職員による子どもの見守り支援を行っております。あわせて、子育て支援課では、子育て相談やネグレクト対応など、直接子どもに係る事案を担っており、時には児童相談所や民生委員、主任児童委員などの協力を仰ぎながら、困難ケースへの対応やその支援に努めているところです。

これらのセーフティーネットにより、支援に係る一定の機能を果たされているものと思っておりますが、特に意思表示が弱い子どもから何らかの形でSOSのサインが見られれば、行政として速やかに対応を行っていくことは言うまでもございません。

次に、学習支援制度に対する考え、また取り組んでいる事業についてのお尋ねにお答えします。

私は、貧困の連鎖を断ち切る手法の一つとして、学習支援は有効なものだと考えております。しかしながら、経済的貧困、即低学力と結びつけるような考えは持っておりませんし、そう決めつけるべきではありません。また、このような思いを抱かせるような取り組みや手法であってはならないと思っております。

本年度、県では一人親世帯の児童等に対し、学習ボランティアによる学習支援事業を実施する計画があり、現在クローバープラザにおいて準備が進められております。本市においても取り組みの趣旨を踏まえ、この事業の情報提供や協力に努めているところです。また平成21年度から、学校に通う子どもがいる生活保護受給者の扶助費に新たに学習支援費が設けられ、子どもの健全育成のための費用が支給されるようになりました。中学生の場合、月額4,330円が充てられております。

さて現在、国会において、子ども貧困対策の推進に関する法律と同時に、生活困窮者自立支援法も審議されております。本市におきましては、国のこの動きを注視しながら、引き続き子どもにかかわるさまざまな課題に対して適切なセーフティーネットを活用し、また多くの方々の協力のもと、その支援に努めてまいりたいと考えております。

次に、市施設の有効活用についての御質問でございます。(仮称)総合スポーツセンター体育館に民間の喫茶室等の施設を誘致し得るよう、設計の中に余地を残してはどうかのお尋ねにお答えいたします。

(仮称)総合スポーツセンターにつきましては、現在、実施計画に取り組んでいるところです。議員御提案のとおり、市の施設ににぎわいを持たせることは重要なことであると認識いたしております。設計を進める上で、体育館内への売店や喫茶店の設置の有無についても検討いたしました。現市民スポーツセンター体育館におきましても以前は売店を設置しておりましたが、採算が合わないため現在は撤去し、自動販売機に置きかえた経緯がございます。また、視察先においても喫茶店がある体育館が少ないこと、隣接地のふれあい文化センター内に既に喫茶店があることなどから、民間業者に喫茶店の設置について確認したところ、採算が合わないとの御意見でした。

よって現段階におきましては、新体育館内に喫茶店は設置せずに、自動販売機、テーブルや椅子を置くなど、歓談できるスペースを設けるように計画しております。しかし将来的な可能性も考慮し、後で大幅な改修を行わなくてもいいよう、給排水設備やコンセント等の検討は行ってまいります。

○議長(金堂清之君) 11番、榊朋之議員。

○11番(榊 朋之君) [起立] はい、御回答ありがとうございました。

それでは、市販薬の件より順次再質問に移らせていただきます。

この問題につきましては、もうおっしゃっていただきましたように、市報等を通じて注意喚起を呼びかけていただくというしか方法がないんですね。販売も購入も決して違法ではありませんから、それ以上のこと、例えば数量制限をつけるなんていう規制は、厚生労働省か県が、販売する業者に対して行っていただくしかない。結局、買う側は自己責任というですね、何とも都合のいい言葉を突きつけられて、みずからの体はみずからで守るしかない。ところが、市長もお話いただきましたが、本来薬が持っている凶暴な顔というのを、実感として皆さんが御存じなのかというところを、やっぱり問題があるというふうに思っております。

ネット販売、間違いなくこれは便利なものです。ただ、ネット販売がこの薬の販売にはそぐわないなというふうに私が考えますのは、これは商品を送るという関係がございまして、まあ購買意欲をあおるということもあるんですけども、「何個以上なら送料無料」といったですね、うたい文句があるんですね。そうすると、やっぱり「1個買っても100円送料を取られるんだったら、この際、いつも使うもんだからまとめて5個買っちゃえ」とかいう心理が働きかねない。この大量購入が非常に危ないんですね。薬も当然、これは使用期限もありますし、ましてや、「どうも最近薬の効きが悪いし、どうせ余っているから一遍に5錠、10錠飲んじゃえ」なんていうことになりかねない。これがもう、やっぱり本当に危ないことなんです。

一つの例といいますか、ちょっとお話しさせていただきたいんですけども、私は生まれてこの方、一度もこの症状で悩んだことはない、むしろ逆なんですけれども、女性やお年寄りの方に多い症状で、便秘というのがございます。議場で大変申しわけございませんが、真面目な話でございまして。これは本当に当事者にしてみると苦しい話なんですけれども、これを解消するための便秘薬というのがございます。

この便秘薬というのはですね、ほとんど、まあ今からお話ししますけれども、これを飲むなと言うつもりはないんですけども、便が出がたい、出にくい人というのは、実は肛門の周りの括約筋の力が弱くて出ないことが非常に多い。ところが便秘薬というのは化学的に腸を刺激して、排せつ物を肛門のあたりにどんどん送り込む作用をするんですね。ところが薬自体には肛門を広げる作用はありませんから、どんどんどんどん出口に排せつ物がたまっていく。ところが本人はなおさら苦しいもんですから、「これは1錠じゃ足りんかったんじゃないか」と。「じゃ、2錠飲んじゃえ、3錠飲んじゃえ」ということになる。ますます、どんどんどんどん出口で渋滞が起きる。これですね、ほっときますとですね、虚血性大腸炎でありますとか下剤性結腸症候群、ひどければ腸閉塞といったですね、命にかかわる恐ろしい症状を引き起こしかねないんだそうです。

先ほども言いましたように、これは特に女性の場合ということになりますけれども、これは恥ずかしさもありますから、「この薬ください」と言ってですね、今までだったら便秘薬を五つとか六つをですね、どんと並べて買うという人って多分いなかったと思うんですよ。それに当然、売る側にしても、「こんなにいっぱい買われてどうするんですか」というところから、「いや、これはリスクがありますよ」というお話ができる。ところが、これからその機会をな

くすということになるんですね。これはやっぱり非常に危ないなというふうに私は考えております。

先ほどの御回答で、具体的なルールができ次第、市報等で呼びかけをしてくださるというありがたいお言葉をいただきました。ただ、今お話ししましたように、ただやみくもにですね、「用法・用量等を守って、使用に関しましては使用上の注意をよく読んで御利用ください」というだけではですね、なかなか効果がない。私も大変お恥ずかしい話ですけども、虫眼鏡で見てもよく見えないような注意書きって、やっぱりなかなか読みませんですね。

製薬会社の営業妨害をしようというつもりはありませんけれども、今御紹介したようにですね、やっぱり薬の副作用によって起こり得る具体的な症状って、やっぱりあるんですね。これをですね、やはり、ぜひ詳しく掲載していただいて、関心を持っていただく、こういう工夫をですね、告知の際にはぜひしていただきたいというふうに考えますが、いかがでございますでしょうか。

○議長（金堂清之君） 白水健康福祉部長。

○健康福祉部長（白水幸君）〔登壇〕 市販薬のネット販売の原則解禁についての榊議員の再質問にお答えいたします。

議員御指摘のとおり、市販薬のネット販売の利便性から、数量や使用制限を、使用期限等を確認せずに、誤った方法で使用するにより、重篤な副作用が出る可能性もございます。実際に平成19年から23年度までの5年間で、合計1,200件以上の市販薬の副作用の報告があっているそうでございます。

副作用の報告があった市販薬の種類は、総合感冒剤、解熱鎮痛消炎剤、漢方製剤などが多く、報告されました症例の中には、死亡に至ったものや後遺症を残すような症例も含まれておることでございます。一般的に副作用の重篤化を防止するためには、副作用の早期発見が重要であると考えられるところでございますが、市販薬の副作用につきましては、社会的認知度がやはり低いために、医療用の医薬品よりも発見が遅くなるというふうなことが考えられるところでございます。

国は重篤な副作用につきましての情報を取りまとめました「重篤副作用疾患別対応マニュアル」を厚生労働省のホームページなどに掲載し、情報提供を行っているところでございます。また、市販薬の安全性に関する特に重要な情報が出されたときには、メールによって配信するサービスもございます。

今後、このような情報も踏まえまして、市販薬の副作用の情報についてわかりやすく市報等に掲載するとともに、ホームページにも詳しい薬の副作用や相談窓口についての情報を掲載し、市民に対して市販薬についての正しい知識の普及啓発に努めてまいりたいと考えているところでございます。

○議長（金堂清之君） 11番、榊朋之議員。

○11番（榊 朋之君）〔起立〕 はい、ありがとうございます。ぜひですね、市民が関心を持っていただくように、工夫のほう、ぜひお願いをいたします。

あわせてになりますが、大人でもこんなふうでございますから、子どもだったらどうなんだという話ですね。これからの子どもたちは、対面販売の気まずさといった経験がなくて薬を購入することが可能になっていく。現時点においても、これは故意にということになるかと思うんですけども、間違った薬の使用法で危険な症状に陥っているという事例も、幾つか聞き及んでおります。先ほど言いました自己責任、これをいきなり子どもに押しつけてもなという気がいたしております。

ただ、前回の脱法ハーブの問題と違いましてですね、薬は合法でありますし、まあ、ある意味と申しますか、もう本当にこれは非常にすぐれた文明の利器ですよ。その意味において、一概に使用を禁止するというような指導を行うわけには当然いかないと。しかし、一定の危険性がそこに潜んでいる以上、学校教育の場においてということになるかと思っておりますけれども、できるだけ早い段階から、この薬の功と罪、これについてですね、詳しく教えていただく必要があるのではないかと考えておりますが、いかがでしょうか。現状での取り組みもございましたら、ぜひあわせてお願いをいたします。

○議長（金堂清之君） 中村学校教育部長。

○学校教育部長（中村伸久君）〔登壇〕 学校教育の場における薬に関する教育についてお答えいたします。

薬の功罪について子どもたちに指導する際は、学年の発達段階に立ったカリキュラムが必要になります。現段階では薬物乱用に関する指導として、小学校高学年では学級活動と保健で、中学校では全学年で同様に位置づけられております。

なお、中学校については平成24年度からの学習指導要領で、保健の健康な生活と疾病の予防において、個人生活における健康・安全に関する内容を重視する観点から、新たに医薬品に関する内容が加わっております。具体的には、医薬品には主作用と副作用があることを理解できるようにする、医薬品には使用回数、使用時間、使用量などの使用方法があり、正しく使用する必要があることについて理解できるようにする、以上の2点について3年生で学習をしているところでございます。

以上です。

○議長（金堂清之君） 11番、榊朋之議員。

○11番（榊 朋之君）〔起立〕 はい、ありがとうございます。中学校3年生で具体的な授業を行っていただくということですので、これもどうか、ぜひですね、内容を工夫していただいで、啓発事業をやっていただきますようお願いをいたします。

この話に関して、若干話はずれるのかもしれないんですけども、いつの時代からかですね、「規制緩和」という言葉が、非常にいいイメージの言葉のように用いられておりますけれども、どうもその内情をよくよく見てみるとですね、多くの人間が本当にそのことによって恩恵を受ける、悪しき慣習を取り払うという意味での規制緩和であるなら結構なんですけれども、今回のように市民の健康をある意味危険にさらしてまで行う規制緩和というのが、一体誰のための規制緩和なのかと、私、非常に疑問を持って見ております。今回はその象徴のような気がいた

しております。

ただ、そういった一部の人たちの思惑とは関係なくですね、我々には市民の健康を守るという使命があるわけでありますので、まあ、ある意味、大変迷惑な決定ではあるなというふうには思っておりますけれども、どうか今後もこの問題から派生するさまざまな問題、これは起こり得ると思っておりますので、関係部署の皆様には大変な御苦勞、また御迷惑をおかけすると思っておりますけれども、どうか引き続きですね、市民に対して啓発と注意喚起を続けていただきますようお願いをいたしまして、この件に関する質問を終わらせていただきます。

それでは続きまして、ちょっと重たい話になりますが、子どもの貧困対策について、これをお伺いさせていただきます。

御回答いただきましたように、実態把握の件につきましては、現時点においても十分に市として迅速な対応を心がけていただいているということでございます。この点、担当職員の皆様の御苦勞も含めて、心から感謝をいたします。ただ、春日市においても把握には努めているけれども、これが全てできているとは言いがたいというか、まあ、なかなかできないのが実情だと思うんですね。冒頭にも申しましたように、データ上では貧困と言われる子どもは6人に1人もいるというんですね。

ちなみに、ここでいう貧困率というのは、これは済みません、読みます。「等価可処分所得を、世帯の構成員の平方根で除して、その数値の中央値の半分に達しないものの全体に占める割合」をいうそうなんです。何じゃよくわかりませんが、まあ金額で言いますとですね、大人2人に子ども1人の場合、年間112万円以下という数字にもなるということなんです。

冒頭にも言いましたが、この数字の根拠は一体何なんだという問題、これは当然あります。しかも今度できるという法律自体、まあ否定する気はさらさらないんですけども、本当に実効性があるのかないのか全くわかりませんし、大体こういうときですね、国は理念だけ打ち上げ花火で打ち上げておいて、その非常に難しい対応は地方に投げっ放しなんてことは往々にしてありますから、今後のおかしな定義づけですね、混乱するのは地方ということになりますので、対応が非常に難しいんじゃないのかなという気もいたしております。

ただ、そういった数字の定義や議論はともかくとしてもですね、実際に非常に厳しい状態にある子どもが大勢いらっしゃるということで、これは先日、NHKの朝のニュースでも特集されていましたが、とにかく、おなかがすいてたまらないという子どもが厳然と存在するらしいんですね。ですから、やはり実態の把握ということ、まずこれをしておかなければならないというふうに思っております。

これも御回答にもいただきましたけれども、大人の場合であれば当然、御自分でですね、手を挙げて御申告をなされるということがあつた。ただ、子どもの場合はみずから手を挙げるということとはなかなか行わないというふうには思うんですね。なおかつですけども、あつてはならないことなんですけれども、親にはしっかり生活保護等の手当てを講じてあるのに、子どもに全く行き届かないといった不測の事態と申しますか、また新たな問題も出てくることあつた。

まあ、こういった話を見つけていくというのは難しい話だろうなということは私も思っております。ケースワーカーやソーシャルワーカーという方たちがですね、子どもに直接話を聞く機会というのが、なかなか現実としてないと思いますんですね、子どもの実態把握は非常に難しいというふうに思っております。

で、これはお願いなんですけれども、春日市には幸いなことに、各校にスクールソーシャルワーカーがいらっしゃる。これは主に不登校やいじめの問題を取り組んでいらっしゃるわけですが、この対応の中でですね、明らかにそうした、まあ問題行動とあえて言わせていただきますけれども、その原因がいわゆる貧困にあるのではないのかなという事例があり得ると思うんですね。そういった際にですね、このスクールソーシャルワーカーと、まあソーシャルワーカー、ケースワーカーとですね、この連絡を密にさせていただいてですね、これは市役所内での横の連携強化ということになるかと思いますが、これを頻繁に行っていただくことで、子どものいわゆる貧困の実態把握に努めていただければというふうに考えますが、この点は、両部長ということになりますが、いかがでございますでしょうか。

○議長（金堂清之君） 白水健康福祉部長。

○健康福祉部長（白水幸君）〔登壇〕 子どもの貧困対策について、まず市役所内での横の連携強化により、貧困の実態把握などに努めてはどうかとのお尋ねにお答えいたします。

子どもに係る課題や問題行動等につきましては、以前から関係機関を含めた協議体制により、情報共有や対策、支援方法の検討など、相互の連携を深めているところでございます。特に子育て支援課が主管いたします要保護児童対策地域協議会においては、そのメンバーに児童相談所、県の保健福祉環境事務所、社会福祉協議会、警察署、法務局、医師会、保育所、幼稚園、小中学校、民生委員、それに市の関係部局等が集まりまして、協議会を開催しております。また、その実務者会議として、子どもの個別の事案に対する支援について、その都度協議を重ねておるわけですが、昨年度はこの協議は122回に上っております。

しかしながら、子どもの抱えるさまざまな課題を原因から解消していくのは容易なことではございません。特に貧困からくる課題につきましては、世帯の生活環境や物の考え方、就労の状況など、さまざまな要因も絡んでくることも多くございます。子どもの貧困の実態把握は難しい面もあろうかと思いますが、このような個別の支援を行い、それぞれ深めていく中で、その把握に努めてまいりたいと考えております。

なお、スクールソーシャルワーカー、それからケースワーカーとの連携につきましては、学校教育部のほうからお答えいたします。

○議長（金堂清之君） 中村学校教育部長。

○学校教育部長（中村伸久君）〔登壇〕 私のほうからは、スクールソーシャルワーカーとケースワーカーとの連携についてお答えいたします。

各中学校に配置しております不登校支援のスクールソーシャルワーカーにつきましては、就学上さまざまな問題を抱える児童生徒とその保護者の支援に当たり、福祉の専門性を生かして、背景にある問題の把握や問題の解決に向けて、関係機関との連携による取り組みや、当該機関

へつなぐ橋渡しを行っていくことが職務となっております。家庭訪問等の個別の対応の中で、背景となる要因に経済的な理由があると認められる場合は、関係機関の一つとしてケースワーカーとの連携を図っているところでございます。今後もこういった連携をしっかりとりながら、子どもの支援に努めたいと思っております。

○議長（金堂清之君） 11番、榊朋之議員。

○11番（榊 朋之君）〔起立〕 はい、ありがとうございます。この件に関しましてでもですね、既に春日市においては十分にやっていただいておりますということでございます。本当に心強い限りでございます。役所の途切れのない連携といえますか、総合力がこういった問題の解決には不可欠であるというふうに考えておりますので、これからも引き続き、どうぞよろしくお願いをいたします。

この件の最後ということになります。先ほど市長にもお答えをいただきました学習支援の問題なんですけれども、冒頭にも申しましたように、私も実はちょっとこの問題には疑問を持っております。今回成立するであろう法案にも「教育の支援」といった言葉が出てきますし、福岡市の事業はまさにそれに対応するという事業になるのではないかと思います。市長に御回答いただいたとおり、貧困の度合いといえますか、収入と学習の習熟度は正比例しているのかという点が甚だ疑問だというふうに私も思っております。まあ、私に同意などされても市長もちっとうれしくはないでしょうが、本当にそのとおりだと思うんですね。

けど、これらの施策は、そうであると仮定して行われている印象を強く受けるんですけれども、ならば、本来義務教育における学習というものは、学校場で完結するという前提を覆すことになりかねない。しかも、生活保護世帯に学習支援ということになれば、ともすればですよ、学校以外の塾等の存在がまるで学力を左右しているかのような、そんな印象を受けてしまいます。となれば、教育委員会にすれば、これはまるで自己否定のような話になりますので、到底これを原則論として受け入れるわけにはいかないだろうなということになる。こういう定義論で立ちどまってしまっただけで先に進めないという、また新たな問題が出るんじゃないのかなという気がいたしております。

確かに、私も前回の家庭教育学級の件でも申し上げましたけれども、教育における負の連鎖は断ち切らなければならないと思っております。ただ、これはすなわち収入に直結するようなものではなく、環境でありますとか、またしつけの伝承でありますとか、そういうですね、総合的な観点から申し上げたものでございます。確かに現代において、この環境がですね、収入に大きくされ得るといった相関関係がないとは申しませんし、むしろそれが現状だよというお叱りを受けるかもしれない。ただやっぱり、決してそれが全てではないですよ。しかも、ある種こういったレッテル張りがですね、また新たな差別というのにつながりかねないんじゃないのかなという問題も、一面であるというふうに私は思っております。

教育の現場におけるですね、第一義的に掲げる理念、まあこれは本来、私のような門外漢が申し上げることじゃないのかもしれませんが、これは多分、平等であるはずなんです。これは言い方を変えれば、資本家も貧困な人も区別をしないということですよ。さりとて、子

どもの貧困対策の手だてとして、貧困対策の手だてとしてですよ、「教育の支援」という文言が明確にうたわれれば、何らかの対応を、現場である教育委員会にも迫られるのであろうなという気がいたしております。

そういった意味でですね、現在、この子どものいわゆる貧困対策につきまして、非常に難しい立場にあるんじゃないのかなという気がいたしておりますけれども、現場の最高責任者でありますところの教育長はどういったお考えを、現時点で結構でございます、お持ちでいらっしゃいますでしょうか。これ、決して前向きだとか後ろ向きだとか、そういった判断をするつもりでお伺いしておるわけでは一切なくですね、現在の各種法令や理念の中で、何があればできるだろうなといったような現実をお聞かせいただければ幸いですので、どうぞよろしくお願いをいたします。

○議長（金堂清之君） 山本教育長。

○教育長（山本直俊君）〔登壇〕 榊議員の、非常に今の大きな、現代的な教育課題に視点を当てた、非常に大きな課題提起じゃなかったのかなと思っております。

大枠、基本的なことは、井上市長が答弁されましたように、基本的には貧困の捉え方について、それと学力の因果関係については、基本的には全く同じ考えでございます。ただ、質問をお受けしましたので、教育行政という立場から、私なりに考えておりますことを答弁としてお話をさせていただきたいと思っております。

まず、ひとつ教育委員会として押さえるべきことは、教育委員会というのは義務教育を担当しております。義務教育は原則は公平性の原理でございます。障がいの有無にかかわらず、経済の状況にかかわる、全ての子どもに対して公平に学習を保障すると。これを外したら義務教育は成り立たないと思っております。まさに全く同じ考えでございます。ただ、国に出された子どもの貧困対策として、経済的な状況、理由により、学習が十分保障されないということから出てきているやに捉えます。ところが、貧困イコール低学力ではありません。高い子もいます。したがって私、春日市教育委員会として考えるなら、学力が低い子どもに対する支援は貧困にかかわらずするべきだという基本的なスタンスをとっております。

そこで二つ、目をつけなければならない。一つは、子どもの貧困をどう捉えるかということが一つ。それから二つ目は、教育行政だけの対策ではなくて、やはり多様な視点、連携からの総合的な対策が必要であるという、二つの点に目を向けるべきじゃないかと思っております。

まあ、そうはいうものの、議員御承知のように、春日南小学校の校長室に次のような、「東洋のペスタロッツ」と言われる方の言葉ですが、「教育は一人を粗末にするとき、その光を失う」ということわざが、額に、校長室に、恐らく春日南小の開校以来飾ってあることわざじゃないかと。まさにこれは教育界で非常に大事にされている言葉でございます。まさに、「一人を粗末にするとき、教育はその光を失う」ですから、全ての子どもに学力を保障していかないかんということでありませう。

まあ、そういうことから考えますと、それはもう理想ですが、春日市の教育委員会としてどんなことができるのかと。何をしているのかと。やっぱり、そこには限界があるかと思いま

す。しかし、その中で今、現実的にやっていることは、一つの柱として、不登校専任教員、スクールカウンセラーの中学校への配置であります。これは首長部局の理解によりしていただきました。恐らく全国的にも非常に手厚い指導だろうと。これはその裏には、やはりそういう厳しい状況にある子どもに対する支援のきめ細かな体制ではなかったかと思えます。それから、数年前導入していただきました30人以下学級、これは単なる低学力じゃなくて、一人一人にきめ細かな指導をするという一つの施策じゃないかと思っています。まあ、そういうことでやってきましたが、それでも100%いいというわけじゃありませんし、今後どういうことが考えられるのか。

ただ、春日市の毎週月曜日にあっている経営会議の中で、よく俎上に上がるのは、経済的厳しさ、いろんなもろもろの要因にかかわらず、最終的には親の、家庭の教育力に起因していると。したがって、春日市の全ての保護者に行き渡る、家庭の教育力、子育て力が高まるような、全ての方々に行き渡る施策が、これからの春日市の、そういう施策をつくり出すことが春日市のこれからの大きな課題ではなかろうかなと思っています。それは春日市だけではなく、全国共通の課題ではないかと。

ところが、全ての家庭に行き渡るというのは、これは社会教育行政にかかわることですけれども、希望する方は来られるけど、みずから参加を促すという形になりますので、それをどうするかと。何かそういういい方策がないか。反対に、榊議員からですね、いい提言が、皆さん方からあれば、ぜひ教えていただきたい。それがあれば、非常に私どもとしては力添えになるだろうというふうに思っておりますので、今後ともお力添えをお願いして、私の回答を終わります。

以上です。

○議長（金堂清之君） 11番、榊朋之議員。

○11番（榊 朋之君）〔起立〕 はい、ありがとうございます。大変申しわけございません、これは私の質問が悪かったといえますか、教育長に非常におかしな振り方をしてしまったと反省をいたしております。まあ、そんな中でもですね、大変踏み込んだ御答弁をいただきまして感謝をいたしております。

今回、私、この質問をですね、いたします当初は、子どもが空腹であえいでいるなら、これは何としても手を差し伸べてあげたいし、教育の支援もどんどんすべきだという立場で質問をさせていただくつもりでおったんですよ。ところが、やっぱり質問趣意書を出しましてから考えていきますと、例えば今のこの貧困と教育をイコールで結びつけての政策というような物の考え方には問題があるなということですね、思いまして、こういった問題がですね、この貧困対策というようなことをかえって複雑にしているのではないのかなという気がいたしております。

現時点での率直な教育長のお考えをお伺いできて、今、大変私としてもうれしい限りでございますけれども、お答えの中で、いろんな意味で問題が潜んでいるということをお理解いただいた上で、きめ細やかな指導体制の確立を進めていらっしゃるということでございますので、

どうか今後もですね、これを推し進めていただきたいというふうに思っております。

また、これは教育長のお言葉をかりるわけではないんですけれども、間違いなく限界はあるんですね。それはそうですよ。その理念と理想と、現実に行い得る制度は当然違いますから、この問題を今後も真剣に考えれば考えるほど、難しい問題であるとか課題というのが次から次から発生していくのではないのかなと。まあ、そういったさまざまな案件が非常に絡み合う問題であるがゆえにですね、この子どもの貧困対策は口で言うほど簡単なものじゃないなということ、今回、まあこういう場で申し上げるのはどうかと思いますけれども、痛感をいたしております。

ただ、間違いなく子どもの貧困はあって、これは絶対に、やっぱり何とかしなければいけないわけですから、市長を初め執行部の皆様におかれましてはですね、もうこれは釈迦に説法のような話になろうかと思えますけれども、どうか、この理想だけでは動かない制度上の諸問題というのがありますんでですね、どうか全庁的に知恵を出し合っていて、議論を尽くしていただきますようお願いをしたいというふうに思うんですけれども、まあ、この件に関しまして、ちょっと私が思ったより時間があるようでございますんで、市長、ぜひ、今の時点で結構でございます、この貧困対策といいますか、こういった問題に関するお考えをお伺いできたらなと思います。いかがでございますでしょうか。

○議長（金堂清之君） 井上市長。

○市長（井上澄和君）〔登壇〕 先ほどから榊議員のお話を聞いておまして、非常に地方自治をあげる者としても、本当にこれは切実な問題だということを感じておりました。

実は、この子どもの貧困ということになろうかと思えますけれども、以前、もう数年前になりますけれども、春日市の児童センターを今、指定管理にしておりますけれども、これを受けているワーカーズコープの方から、実は本部からと現場の責任者の方数名が毎年私のところに来られて、現状をお聞かせいただいております。そしてまた、今後の取り組みということにもお話をお聞かせいただく機会をつくっております。まあ、以前もひょっとすると申し上げたかも知れませんが、そのお話を聞いて愕然としたことがございました。

それはどういうことかといいますと、土曜・日曜・祭日に子どもが朝から児童センターに来て、まだ食事前の時間帯だろうと思うんですけれども、まだあいていないときには、その前にたむろしたりして、夕方まで帰らないと。全く食事をとった形跡もないということでですね、やっぱり職員の方が心配して、それとなく話をされたそうです。そうすると、やっぱり片親の御家庭のようできて、お母さんが夜遅くまで働いておるということで、朝、自分が先に起きると迷惑かけるからということで、子どもが、出されたのか出てきたのかはわかりませんが、行き場がなくてセンターに来たということでですね、「御飯はどうしたの」と言ったら、「食べていない」ということで、「それを見かねて、おにぎりを食べさせたことがあります」と。「むさぼるように食べました」という話でですね。春日市でもまだこういうことが現実にあつとるんだなど、現場としてですね。

まあ、そういう話を聞きながら、ワーカーズコープの皆さんがおっしゃっていたのは、ぜひ

この春日の地に寺子屋のようなものをつくりたいと。そして、そういう行き場のない子どもたちが安心して過ごせるような、そういう空間をつくってやりたいというお話でございまして、その一つの流れをくんで、今、若葉台に「ひまわり」という施設をつくっていただいております。そういうことを思い出しております、先ほどから議員のお話を聞いておりますね。

実はこの話を、御質問を受けたときに、内部で検討するときに、いろいろ、かなり時間をかけてやりとりをしました。先ほどの答弁にも書いておりましたが、貧困の規定がはっきりわからないんですね、私ども。まあ、例として書いておりましたが、子どもに対する養育放棄とか、あるいは養育怠慢とかいう、そういうネグレクトのことなのか、これも含むのか、あるいは虐待も含むのか。いや、それは別の制度で救済するようにはしておりますということなんです。じゃ、貧困って何なのかと。ただ、本当に子どもだけが御飯が食べれなくて、そういうものの把握のしようって、どうやって把握したらいいのかという問題もございました。ところが現実には、今申し上げたような、現場では、児童センターではそういう子どもたちがおることも事実なんです。

ですから、まあ国を批判するわけじゃないんですけども、対症的に何かそのところだけを、社会問題化したところだけに目をつけて、何か法律をつくとか制度をつくとか、どうもそういうところに走っておるような気がいたします。それはもう一つの市販薬の規制緩和の件でもそうだと思います。昔は規制緩和といいますと、経済的規制と社会的規制とはっきり区別しておったんですね。で、経済規制は、それはいいんじゃないかという話でございました。しかし、社会的規制というのは人の命にかかわってくる問題があるから、そう簡単にこういう規制を解除していいのかどうか、もっと最高裁の判例、違法な判例ができれば、先にやらないかん大きな問題というのは、国は議員自身のことも含めて、何か順番が転倒しているような気がいたしております。

それに合わせて、やっぱりこういう子どもの貧困の問題も、果たして貧困って何なのかというのが今でもよくわかりません。ですから私どもは、まあ国はいろいろ法律をつくったり制度をつくったりしますが、私どもはその制度とか法律の網にかかる、かからは別にして、現実にやっぱり子どもの生活を脅かすような、安心の生活を脅かすような、そういう環境を何とか打破していかなきゃいかんと、セーフティーネットというものを張りめぐらせていかなきゃいかんとということを念頭に置いております。

それで、先ほど言いましたように、今のところ、統一してこういうふうに行っていきますという総合的な方向性は、まだ決めかねております。まだそこまで行っておりません。実態把握すら今、厳しい状況でございまして、これは本当に一自治体だけでどこまでできるのか。だから、なかなかそういう非常に厳しいところがあって、むしろ何か腹立たしさを覚えるような気がいたしております。貧困って何なのか。学力との問題についても教育長が申しましたけども、全く私も同じ考えでございまして。

もう一つあるのは、やっぱり行き着くところは、私は、全てじゃないかもわかりませんが、家庭のあり方だというふうに思います。いろんな家庭の形態があります。そのことじゃなくて、

やっぱり親が子どもに対する姿勢、どういうふうにして子どもと向かっていくのか、何ていうんですかね、向き合っていくのかという、そういうことを、やっぱり誰かがそういう示唆をするというんでしょうか。その一つは、直接、今、家庭にできません。何かやりますと、行政が、教育委員会が家庭に介入してくるという話になってしまいます。しかし一方では、その乖離というのはだんだんだんだんひどくなっております。誰かがやらなきゃいけない。

そうすると、その一つの方法として、今春日市がやっているのがコミュニティ・スクールでございます。これは地域の皆さん方が学校に入って、学校経営とか学校運営に参加をして、子どもたちに家庭ではできない、体験していないような、いわゆるしつけも含めてのことになると思いますけれども、社会のために、人様のために何か役に立っていこう、そういうことを植えつけさせていこうという取り組み、これが春日市のコミュニティ・スクールの一つの大きな特徴ではないかと思いますが、これも今は脚光を浴びていますが、これも限界が来るといふふうに思っております。コミュニティ・スクールだけではだめです。

具体的に名前を出して大変恐縮ですけれども、昨日の中原議員の質問にありましたけれども、春日市のスポーツ少年団って、またすごいことをやってくれとるんですね。恐らく新聞に特集として出るんじゃないかなろうかと思っておりますけれども、こういう、やっぱり自分たちが子どもとかかわっている、そのことを、やっぱりそのこと、例えばスポーツだけを強くするんじゃないくして、人間性、他に対する思いやり、社会的な弱者に対するやっぱりいたわりとか、一緒に生活していくんだという、そういう環境を与えてやって、それを体験させていく、やっぱりより多くの人たちがそういうことをやっていかないと、これが決め手だというものは私はないというふうに思っております。

できるだけ子どももそれぞれ、今、健康課のほうでもですね、子どもたちが定期健診の時期になりまして、やっぱり発達障がい疑いのある子どもさんもおられます。そういう子どもたちがより健やかに成長していくためには、その時期からきちっとした養育なり療育なり、そういった教育を受けるような環境をつくっていかなくちゃいけません。なかなか親御さんに理解してもらうのも難しい、今、時代でございます。ややもすると偏見とか差別ということが、やっぱりどうしても出てきがちだといふふうに思うんですけども、そういう社会をやっぱり変えていかなくちゃいかんというふうに思っております。

ですからやっぱり、これはもう行政だけの問題じゃなくして、春日市全体の問題でもございますので、そういう中から、いろんな、やっぱり子どもたちがその生活を脅かされとるような、そういう環境から救われるようなものをつくり上げていきたいなというふうに、それがまだ私自身も見えてまいりませんが、いろんなことをやっぱり職員と研究しながら取り組んでまいりたいというふうに思っておりますので、何とぞよろしくお願ひいたします。ありがとうございました。

○議長（金堂清之君） 11番、榊朋之議員。

○11番（榊 朋之君）〔起立〕 市長、もう急な振りに大変申しわけございませんでした。ありがとうございます。今お答えいただきましたように、総合的な観点からですね、ぜひこの問題

に取り組んでいていただきたい。まあ私も、先ほども言いましたように、若干理念だけというか、理想だけが先走ったこの法案という部分にですね、ちょっと疑問も感じております。ただ、子どもは何としても、やっぱり今、市長お話しいただきましたように、救っていきたいという思いもありますので、私ども、議員も知恵を出し合っていきたいというふうに思っておりますので、これからもどうぞよろしく願いをいたします。

それでは、最後の市有地の有効活用の件につきましての再質問をさせていただきます。時間が大分、思ったよりありますので、ゆっくりさせていただきたいと思いますが。

御回答いただきました、後で大幅な改修を行わなくてもいいように、給排水設備やコンセン
トの位置の検討はしておきたいという、これも大変ありがたい御回答でございます。ぜひとも
よろしく願いいたします。

ただですね、こういった施設であるから人はこれぐらいしか来ないという、そういう、まあ
業者の方も多分言われたんだと思うんですけども、こういった決めつけはですね、ある意味、
その施設が持つ本来の可能性でありますとかですね、そういうものをしぼめてしまうというこ
ともなりますので、ある意味、体育館であるから集客は1日平均これぐらいという常識に縛
られることなくですね、例えば逆の考え方で、ここにこういった施設を併設すれば、これまで
体育に関係や興味のなかった人でも集まってきて、もしかすると体育を始めるかもしれないと
いうですね、そういう柔軟な発想も必要なのかなと、大変口幅ったいんですけども、思っ
たりいたしております。

先ほどお話をしました武雄市の図書館、これは当然賛否はございますんですけども、やは
りこれ、先日伺った際に見ておりますと、明らかにですね、目的が読書といいますか図書じゃ
なくですね、このカフェに待ち合わせで集まっているという人がいっぱいいるんですよ。で、
この人たちが時間があるんで、たまさか読書をしているという光景ですね。これは先ほども言
いましたように、動機は全く違うんですけども、最終的には多くの人に読書に親しんでもらう
という目的は達成しているんですね。これは私、素直に見習うべきだなというふうに感じてお
ります。

ただ、この図書館の例もまさにそうなんですけれども、初期投資にお金をかけるだけかけた
のに採算が合わんと言うてですね、業者がぼっと逃げたということになると、これはとんでも
ない損失ということ、これは確かにこの武雄市の図書館なんかもそうだろうと思うんですけれ
ども、そういうこともありますのでですね、まあ、御回答いただきました、可能性を残してい
ただけ得るということでございますので、この回答につきましては大変満足をいたしてござ
います。引き続き、その先の可能性もぜひ模索をしていただきたいなど、切に希望するところ
でございます。

市の敷地内の民間施設でですね、多くの市民がそれだけを大変便利に使わせていただいで
いるというもの、これはほかにもございます。その敷地内のチャット、これはもう私も議会休
日の日には食事に来させていただくこともありますし、ロッセリアなんかには娘と一緒にで
すね、娘を買収するためになりますけれども、立ち寄りたりさせていただいております。これ

は一等地ですから、場所的にも非常に便利なんです。春日公園も近いし。住民票をとりに来たついでにこういった場所で食事をとる方というのもいらっしゃると思いますし、もしかしたらその逆もあるかもしれない。先ほども言いましたけれども、役所等は最も普遍的な情報発信基地であるべきですから、そういった場所に人々が集いやすくある工夫や仕掛けというのは、これはあってもいいなというふうに思っております。

初期投資に多大な出費を伴うというものは当然控えるべきなんだろうなというふうには思いますけれども、現在はPFIといったですね、手法もあるということもございますですね、市の敷地内であいている空間などがある場合は、まあ、これは家賃収入とかいうことも若干あるかとは思いますが、市民の利便性向上という観点からですね、ぜひ今後も民間活力の積極的な導入ということも、一つの考え方としてあっていいのではないのかなと思っております。

という、非常にもっともらしい理屈をつけつつなんですけれども、ようやくこの問題の、今回の私の質問の核心にたどり着いておるんですけれども、実はこの件に関連しまして、私の極めて親しい友人たちからですね、市長にぜひお願いしてほしいということがございまして。これはですね、市役所に用事があって来た際にですね、この市役所内にコンビニもしくは売店、なんでしたら購買部でも結構でございますんですけども、こういうものをぜひつくってほしいなという声が上がっております。これもあえて理由をつけるならということになりますけれども、今年度中にはお隣に警察署もできますし、このあたりはますますにぎわいが増してまいりますので、まあ、そういったことを考えてもですね、売店というようなものがあってもいいのではないのかなと。

これは決してですね、先ほどもちょっと言いましたけれども、今の春日公園側に面した三つ角の、一番使用頻度の少ない駐車場、PFIの手法を使ってコンビニ事業を立ち上げてみたらどうだというような、壮大なことをお願いするものではございませんで、ガムでもはがき、それぐらいで結構でございます。これをですね、販売していただけるような購買部といいますか、売店があったらどうかということ、私の、ああ、私じゃなかった、市民のためにですね、ぜひ御検討いただきたいと思っておりますが、いかがでございますでしょうか。

○議長（金堂清之君） 村上総務部長。

○総務部長（村上不二夫君）〔登壇〕 市有地の民間活用についての再質問でございます。市役所に売店を設置することについてのお尋ねにお答えいたします。

現在、市庁舎では権限移譲や業務の高度化等に伴い、業務量が増加しております。したがって、庁舎内で仕事に従事する人が増加しております。このため、執務スペースというんですか、事務室なんですけれども、不足しております。したがって、会議室をですね、長期にわたり執務室として利用している状況もございます。まあ、今後はそういったことで、執務スペースを確保するために共用スペースを利用することも検討しないといけないというふうに考えております。また、机を供用するとかですね、そういうことで執務環境の見直しも必要かと考えております。

こういうことでございますので、市役所の庁舎内にですね、売店を設置することにつきましては、スペースの確保が大きな課題となってきますので、大変厳しいものがございます。申しわけございません。

それから、市役所の敷地ですね、要するに外に設置する場合ということでございますけれども、これにつきましては、市民駐車場の駐車台数が減少すること、また既存のチャットやロッテリアとの競合の問題もございます。それから、コンビニの需要の程度とかですね、採算性から、希望する業者が果たしているのかとかいう、こういう課題もございますので、今後ですね、議員御提案のPFIといった手法や、他の自治体の先進事例も参考としながら、調査研究していきたいと考えております。近くにもまだ、ちょっと遠くなりますけどコンビニがありますので、当面そちらを御利用いただければと思っております。よろしくお願いたします。

○議長（金堂清之君） 11番、榊朋之議員。

○11番（榊 朋之君）〔起立〕 はい、御回答ありがとうございます。大変理路整然とした、それでいて大変厳しい御回答でございます。また、スペースが足りていないという現状も知らずに勝手なことを申し上げまして、深くおわびを申し上げます。また、お話にも出てきましたけれども、当然ですね、現在、既存のチャットですとかロッテリア、これには大変お世話になっておりますので、この営業に差し支えない配慮ということも必要であろうというふうに思っております。

ただ、先ほど出ましたコンビニ、若干、夏の間は遠うございますので、まあ往生際が悪くて大変申しわけございませんけれども、こういった要望もあるということをぜひ頭の片隅にお残しいただきますよう、まあ個人的な感情に引っ張られた感はありますが、ぜひよろしくお願いをしたいなというふうに思っております。

真面目な話になりますけれども、実際問題としまして、市の施設の主人公というのは、これはあくまで市民でございます。どうかですね、今後もこの利用する市民のさまざまなニーズに応えられる市の施設のあり方というものをですね、総合的、また多角的に模索、検討いただきますようお願いをしたいと思います。

最後になりますけれども、こういった市施設内の民間施設の担当部署が総務部であるということ、今、総務部長から御回答いただきましたので、私はつきり理解をいたしましたので、ここで総務部長に一つ御要望がございまして。先ほどから話に出ております市役所内ですね、私を初め多くの職員が利用させていただいております、チャットというあのレストランがございますですね。これはもう本当に私、値段も安いし、おいしいし、大変便利に使わせていただいております。もう運営をされているですね、おば様方初め、皆様の笑顔には癒やされておりますし、心から感謝をいたしております。

ただですね、まあ先ほどの質問項目の後ですから、ぜひたくを申し上げるつもりはさらさらないんですけども、利用客の年齢層といいますか、まあ私も若干、最近コレステロール値等、気になってまいりましたので、ぜひですね、揚げ物以外のメニューの御検討をいただきたいということ、をですね、申し入れいただきますことを、総務部より、お願いをさせていただきます、私

の、大変長くなりましたけれども、今回の質問を終わらせていただきたいと思います。本当にどうもありがとうございました。